

保護者 様

安中市立第一中学校  
校長 一場 明夫

## 学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さまの病気は学校において予防すべき感染症に該当しますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。主治医から登校の許可があるまでは、十分に休養をとってください。登校の許可がありましたら、下記の「治癒証明書」に記入していただき、再登校時に学校に提出してください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症は、前項(第18条第1項)の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

## 主治医 様

お手数ですが、下記の証明書にご記入をお願いいたします。

安中市立第一中学校長

きりとり線

## 治癒証明書

安中市立第一中学校長 様

年 組 氏 名

病 名

上記の者は、 月 日より出席停止になっていましたが、他へ感染のおそれなくなりましたので、 月 日より出席してよいと考えます。

令和 年 月 日

医療機関名  
医師名

印